明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令（総務五三）　一
〔告　示〕
○家計調査の調査地域を定める等の件の一部を改正する件（総務二九〇）　五
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるスーダンにおけるダルフール和平阻害関与者等を指定する件の一部を改正する件（外務二五六）　六
○国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件（同二五七）　七
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学一六六）　八
○重要文化財に文化財を追加して指定する件（同一六七）　二
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定する件（同一六八）　三
○重要伝統的建造物群保存地区に伝統的建造物群保存地区を追加して選定する件（同一六九）　四
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定等をした件（国土交通一〇五二）　一三
〔公　告〕
諸事項
官庁
第三者所有物の没収、公示送達、参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示関係　一五
裁判所
破産、免責、再生関係　一七
特殊法人等
平成二十九年度・事業年度財務諸表（独立行政法人家畜改良センター・日本年金機構）、国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構関係　一五
地方公共団体
行旅死亡人関係　一七
会社その他
会社決算公告　一七

省令

○総務省令第五十三号

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、及び関係法律を実施するため、独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年八月十七日

総務大臣　野田　聖子